

部活動に係る活動方針

木津川市立山城中学校

1. 目的

全教員が部の顧問となり、その活動状況を把握し、校外における活動の引率、その活動の指導及び援助にあたる。

2. 設置部活動

〔体育系〕 野球・男女バスケットボール・男女バレーボール・
男女卓球・サッカー

〔文化系〕 吹奏楽・芸術部

3. 入退部

- ・ 入部・転部・退部は所定の登録用紙により、保護者・担任の承認印を得た上、顧問に申し出るものとする。
- ・ 入部・転部・退部は原則として年度当初に行うものとする。
- ・ 年度途中の転・退部は好ましくないが、やむをえない事情で転・退部する場合は、保護者の確認を受け、担任と顧問で協議の上、承認する。
- ・ 3年生の引退については、体育系は夏季大会終了後、文化系は文化発表会終了後までとする。

4. 活動計画

- ・ 「年間活動計画」については、年度当初に校長に提出し、許可を受けること。
- ・ 「月間活動計画」については、毎月校長に提出し、許可を受けること。

5. 活動時間

- ・ 長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。
なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- ・ 平日の活動時間は、下記とする。但し、練習試合・試合準備等で顧問が付き添う場合に限り、校長が許可すれば延長が認められることもある。

活動期間	部活動終了時間	完全下校時間
4月～体育大会	17：45	18：00
体育大会後～新人戦	17：30	17：45
新人戦後～10月末日	17：00	17：15
11月～1月末日	16：30	16：45
2月	16：45	17：00
3月	17：00	17：15

- ・ 朝練習の活動時間帯は、7:45～8:15とし、必ず顧問が付き添うこと。
- ・ 次の行事等の場合は部活動中止とする。
入学式・学校閉鎖日・体育大会・文化発表会・年末年始の休日・卒業式・離任式・定期テスト1週間前、その他部活動が困難と思われる場合。
- ・ 1年生の朝練習は5月の中間テストが終わってから行う。

6. 休養日

- ・ 長期休業中を除き、原則として平日は水曜日、休日は土日のどちらか1日を休養日として設定する。

7. 部の新設・休・廃部等

〔新設〕

- ・ 部の設立は下記により、部活動担当者が中心となり原案を作成し、職員会議で協議の上、校長が許可する。

(許可条件)

- (1) 顧問が予定されていること。
- (2) 体育系の場合、中体連種目であり、中体連の大会に出場可能な人数が揃っていること。
文化系の場合、教育目標の達成に寄与できるものであり、出場可能な部員数が揃っていること。
- (3) 施設・設備等使用に支障のないものであること。
- (4) 活動計画が適正であること。
- (5) 長期的な計画の下、部の存続が認められると判断される場合。
- (6) 以上の規定が認められる場合はまず、同好会として発足できる。
- (7) 部の設置時期は4月初頭を原則とする。

〔休・廃部〕

- ・ 部員数の不足、その他の理由により、その年の活動が不可能な場合、顧問と協議の上1年間の休部とし、2年目も活動が不可能な場合は廃部とする。
(休部中も練習等の活動は認める。)
- ・ 一旦廃部となった部を再度部として復部する場合は、部の新設に準ずる。

8. その他

- ・ 学校規定及び校内諸規定並びに本規定を守らない部に対して、校長は関係諸諸分掌や関係者と協議の上、一定期間の活動停止または解散を命ずることがある。
解散された部は廃部扱いとする。
- ・ 細則は別途定める。

部活動 細則

1 服装について

- (1) 部活動の服装は、学校指定の体操服またはユニフォームを着用する。文化系部は制服または学校指定の体操服とする。Tシャツについては白でワンポイントのもの、または各部で購入した揃いのものは認める。
Tシャツなどのデザインは原則各部で統一し 1 パターンとするが、やむをえず新たに作る場合は部活顧問会で検討する。
- (2) ユニフォーム等の購入には経済的にも配慮して指導し、購入させる。
- (3) 長期休業中の部活動及び特別な場合を除いて、登下校は制服とする。

2 練習時間等について

- (1) 定期テストの前 1 週間は活動停止とする。公式戦等、特別な事情がある場合は、学校長及び保護者の承認を得れば活動できるものとする。
- (2) 日々の練習は顧問の指導のもとに行う。
出張等で顧問が不在となる場合は、顧問が練習内容や注意事項をキャプテンや部員に指示する。また、部員の欠席・遅刻・早退・練習状況についてもしっかりと把握する手だてをとる。
- (3) 朝練習は、顧問付き添いのもと、7:45 から 8:15 までとし、8:20 までに片付け・鍵の返却をさせること。また 7:30 より早く登校させない。
各部の顧問は効果的な朝練習を計画し、指導体制についても該当部の顧問間で調整するものとする。
- (4) 完全下校時間違反については 1 日の部活動停止・ミーティング・奉仕作業とする。

3 短縮校時等の昼食（弁当）について

- (1) 弁当を必ず持参させる。昼食の飲料は水筒にお茶を入れて持参することを原則とする。
- (2) ペットボトルを水筒代わりに使用することは認めるが、必ず個人の責任として持ち帰ること。
- (3) 登校時の昼食購入は不可とする。
- (4) 昼食を忘れた者は、帰宅して食事をとったり、買いに出ることは認めない。したがって、昼食を忘れた者は、原則として活動せずに下校するよう指導する。
- (5) 昼食場所は指定された教室とする。

4 ボックスの利用について

- (1) 備品の保管のみに使用する。学用品・体操服・高価な物は置かないように注意する。
(教育相談期間中は除く)
- (2) 利用は部活動中のみとする。
- (3) 活動終了時には必ず施錠し、鍵は速やかに職員室に返却する。
- (4) 鍵はキャプテンが責任をもって管理する。
- (5) 顧問は定期的にボックスの点検を行い、使用状況が悪い場合や上記ルール違反があった場合は一定期間ボックスの使用を停止する。また、度重なる違反がある場合には使用禁止もあり得る。

5 先輩、後輩について

- (1) 適切なあいさつ・礼儀の指導を行う。ただし、先輩に対する過度の礼やあいさつはさせず、民主的な関係を培う。
- (2) 暴力を否定し、それに準ずる言動を一切とらせない。
もし、暴力やそれを背景にした威圧的な行為・言動が生じた場合は、部活動を停止し、教師の指導により、当該部員等の意識改善を図り、キャプテン会議を通じて指導し、再発防

止の手だてを講じる。

- (3) 上記内容以外でも不合理な上下関係が見られた場合には、その場で指導し、必要に応じてミーティングをもち、活動の停止等の措置をとる。指導した内容については、必ず部活動担当者に報告し、内容に応じて生徒会やキャプテン会議を中心に全校的な取り組みが展開できるようにする。その際には、必ず部活動担当者が方針を提起し、全教職員の意思統一を図った上で進める。

6 キャプテン会議について

- (1) 生徒の部活動運営にかかわるリーダー集団として、学校目標に照らして、自主的に部を運営する目的で、育てる立場と責任を持たせる立場をもちながら指導する。
- (2) キャプテン会議を通して、主体的な部活動運営を目指す。
- (3) 下校・戸締まり当番を確認し、後始末を行う。
- (4) 問題事象が起こった場合、再発防止に向けて話し合う。場合によっては、部活動の停止について検討する。
- (5) 部間の連携を保ち、逸脱した行為や排他的な行動をしないよう、協調しあいながら部活動のよりよい形の発展を目指す。

7 定期大会・練習試合について

- (1) 練習試合の終了時刻は、規定の時間内でおさまるよう、はじめから無理な計画は立てない。やむをえず時間を超えた場合は、下校時の安全等の指導を関係顧問で行う。
- (2) 移動については、顧問あるいは引率者が必ず付き添う。山城中学校通学規則にしたがい、安全に十分注意するよう指導する。
- (3) 栄養補助食品の必要の可否については顧問の指示に従う。
- (4) 生徒の移動に関して、現地集合、現地解散はしない。
 - ※ 公共交通機関の利用に関して
 - ・ 電車の利用の場合は棚倉、上狛、祝園等の駅に各グループごとに集合点呼し、降りる駅で顧問が出迎え、最終点呼をする。
 - ※ 自転車での移動について
 - ・ 一旦学校近隣に集合させ、顧問の引率の下、現地まで移動する。帰りも同様とする。
- (5) 公共交通機関を利用する場合は、公共マナーを守らせるよう指導する。
- (6) 教員が引率するときは、私用の車に生徒を乗せない。(ケガ等の緊急の場合のみ可)

8 その他

- (1) 必要物品購入等の金銭の収受については、十分配慮する。
- (2) 練習・大会等における保護者による差し入れは禁止する（保護者へ周知のこと）。
- (3) 所属部活動以外の部活動に参加した場合、顧問に無断で他の部の備品等を使用した場合は、一日の部活動停止・ミーティング・奉仕作業とする。その判断は部活動担当と顧問が協議の上決定する。
- (4) 水分補給のための水筒の中身は原則としてお茶とするが、土日祝日・長期休業中・公式戦に限り、天候・気温を考慮し、体調に応じてスポーツドリンクの持参を許可する。（平日は不可）
- (5) 外周を走るなど、校外での活動は必ず顧問がつくこと。
- (6) 格技室では、用具を使った練習や活動を行わないこと。
- (7) 相楽陸上より上の大会の練習については負担にならないように検討する。

9 部活の大会引率について

(本校に部活動がある場合)

各部活動の大会は、各顧問が責任を持って引率を行うこと。また、外部指導者については、登録を行い、ベンチ入りや審判などは、各部活動の大会規定に則り行うこと。

(本校に部活動がない場合)【中体連が主催する総合体育大会のみ参加可】

外部で活動している者が、山城中学校の生徒として大会に出る時は、次の段階を踏んで出場することができる。

- ・大会要項に基づき、出場資格等について確認する（登録をどちらで行うか等）
- ・本校から出場する場合は、原則として、担任を通して申し込む。
- ・要項を確認し、必要なものは保護者に準備してもらう
- ・本校に部活動がない場合の大会引率については、原則（担任→学年→学校全体→管理職）の順で調整する。
- ・引率業務については保護者が責任を持つものとする。
- ・その他の大会については、教員が引率や役員参加がないものは認める。その際、委任状等必要書類は参加者または関係団体が準備する。

10 引退後の部活動参加について

(1) 部活動による推薦で高校を受験する生徒

- ・本人、保護者、担任と顧問が十分に相談の上、受験当日まで平日、休日共に参加を認める。
- ・受験終了後は休日のみ参加を認める。

(2) 推薦入試ではないが高校で部活動を継続する意志があり、参加を希望する生徒

- ・受験校が残っていないことを参加の条件とする。
- ・本人、保護者、担任と顧問が十分に相談の上、休日のみ参加を認める。

(3) 卒業式後の参加について

- ・顧問と相談の上、参加を認める。
- ・参加する際の通学方法、服装、持ち物については在校生の規定に準ずる。